

## 高齢者福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題について

### I 概要

先般、「地域包括ケアシステムの実現に向けた高齢者福祉施策の今後の展開について（以下、「第 1 回報告」という。）」として各方面に報告を行い、区が取り組むべき方向性を示唆し、意見聴取を行った。本件につき、今後の具体的取組を検討するため、現状と課題を整理する。

### II 第 1 回報告の経緯

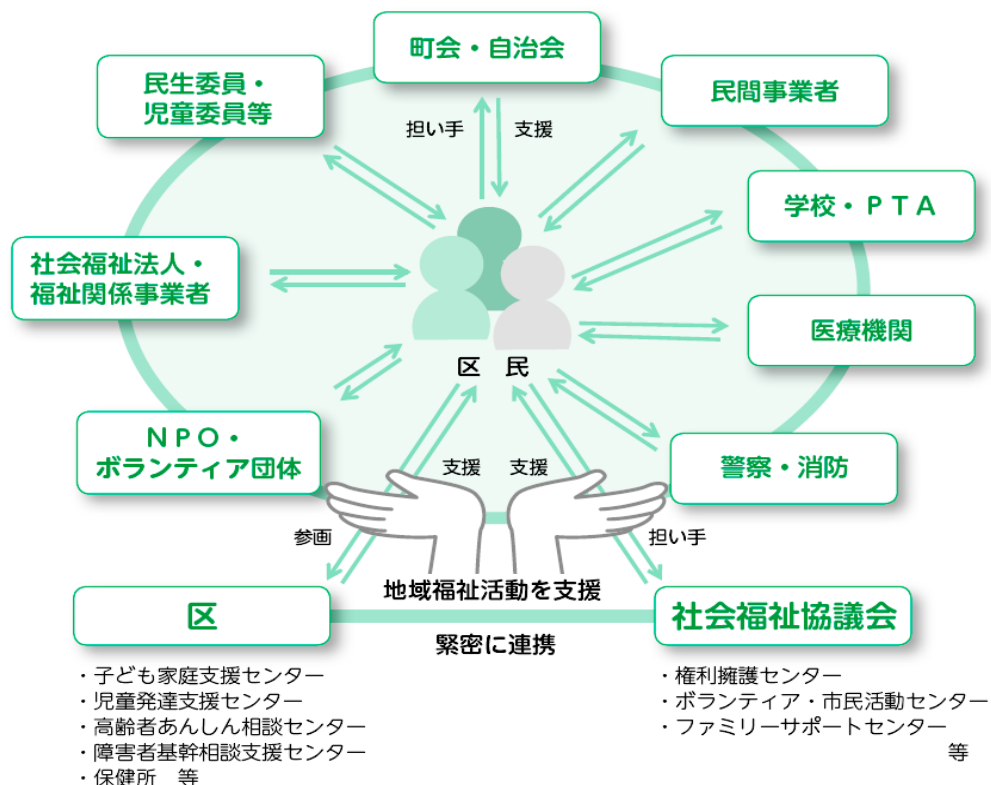
平成 27 年 12 月 10 日	地域包括ケア推進委員会
平成 28 年 1 月 27 日	庁議報告
2 月 18 日	地域福祉推進協議会
2 月 24 日	厚生委員会
3 月 16 日	民生・児童委員協議会

### III 高齢者福祉施策の今後の展開

#### 1 地域ぐるみの支え合いによる緩やかな見守り

地域保健福祉計画に掲げる「地域の連携と支え合い」については、分野別計画である高齢者・介護保険事業計画 [27～29 年度]（以下「高齢・介護計画」という。）において、その考え方を踏襲している。

#### 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



地域福祉活動を支援する体制としては、区と社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、車の両輪のように緊密に連携して取り組むことを目指している。高齢者福祉分野では、区側において中核となる機関が「高齢者あんしん相談センター（以下「あんしん相談センター」という。）」であり、社協において窓口となるのが、地域福祉コーディネーター（以下「地域福祉 CD」という。）及び生活支援コーディネーター（以下「生活支援 CD」という。）である。

## （１）あんしん相談センターにおける地域連携

### ① ハートフルネットワーク事業

#### 【現状】

16年度より開始したハートフルネットワーク事業は、地域全体で声かけ、見守り、発見等を行うネットワークづくりのことである。あんしん相談センターが中心となって、関係協力機関が相互に連携することを目指している。27年度末現在 666 団体・人（28年3月現在）が登録している。



このうち、事業趣旨に賛同し登録した民間事業者には、登録証を発行するとともにシンボルマークのステッカーを配付している。

また、顔の見える関係作りのため、団体協力機関を中心に「安心ネット連絡会」を半年毎に開催している。

このほか、年1回、すべての機関を記載した事業パンフレット及び「ハートフルネットワーク NEWS」を作成し、関係協力機関に配付することで、活動の意識付けを行っている。



【課題】

ア) 情報共有と個人情報の扱い

あんしん相談センターでは、介護保険法に基づく基本業務として高齢者総合相談を行っており、相談内容については守秘義務を徹底している。一方、ハートフルネットワーク事業は、気付きを共有する事業であるため、あんしん相談センターに情報提供をしてきた関係協力機関から、保有している情報（入院先や病名、本人の意識レベル、家族状況など）の開示が求められることがある。周囲の心配を解消することは必要だが、詳細な個人情報は開示できないジレンマがあり、このように相反する考え方に対し、地域の見守り活動に水を差さないよう、連携のルール作りを進めていく。

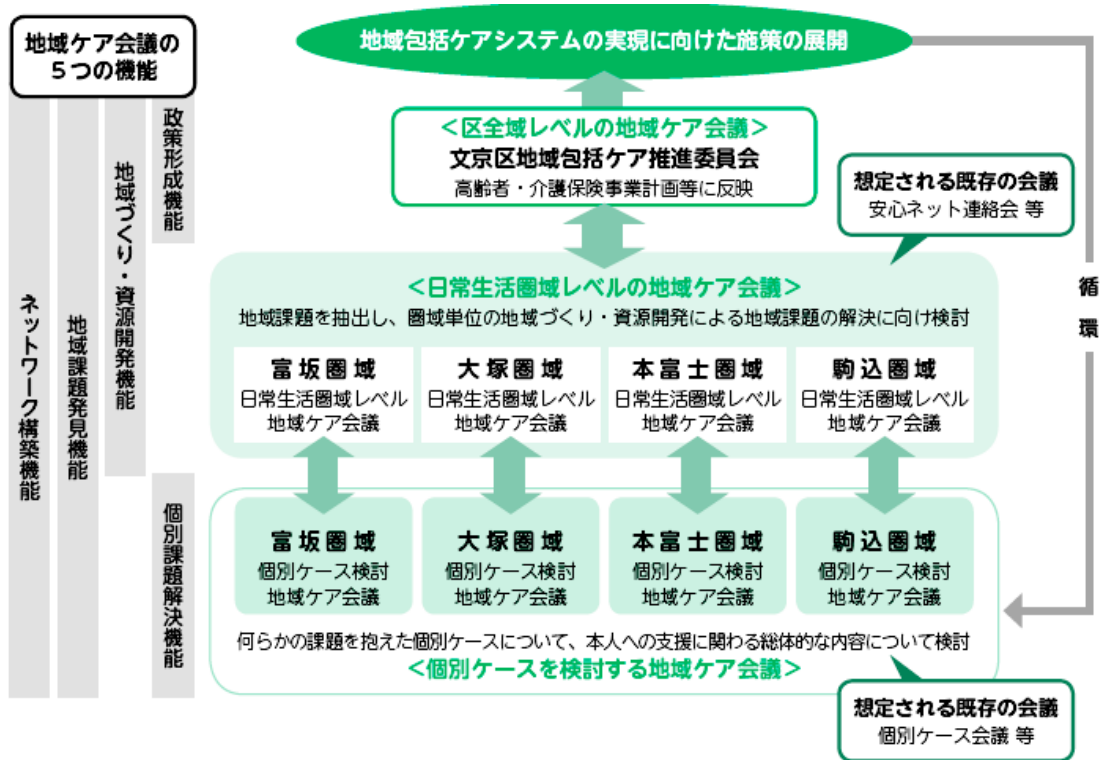
イ) 周知

高齢者の異変に気付く頻度は関係協力機関ごとに差異があり、また、緊急事態も周期的に発生するものではない。このため、関係協力機関によっては活動が形骸化していくおそれがあるため、ネットワークの拡大と併せて、本事業の定期的な周知を続けていく。

② 地域ケア会議

【現状】

あんしん相談センターでは、27年度より地域ケア会議を本格実施しており、高齢・介護計画に掲げる概念図において、2層の「日常生活圏域レベルの地域ケア会議」と3層の「個別ケースを検討する地域ケア会議」を担当している。



高齢・介護計画 第5章

【課題】

4つの圏域ごとに独自の地域ケア会議を開催しているが、区の役割として、それぞれの特色を尊重しつつ共通事項を整理することで、1層の「区全域レベルの地域会議」に集約できるよう、地域ケア会議の目的や統一することが望ましいルールをあんしん相談センターと共有しながら構築していく。

## (2) 社協における地域連携

### ① 地域福祉 CD 及び生活支援 CD の配置

#### 【現状】

地域福祉 CD は小地域福祉活動として全国の社協が取り組んでいる事業であり、本区の社協では、24 年度から地域福祉 CD の配置を始め、27 年度には 4 圏域で活動を開始している。公的制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった事例に対し、様々なネットワークを活かして個人支援を行うとともに、地域の中で住民が行う仕組みづくりなどを支援する役割がある。ただし、対象は高齢者に限られたものではない。

一方、介護保険法上の生活支援 CD は、高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体（民間企業、NPO、社会福祉法人、地域団体、ボランティア等）による重層的な生活支援サービス等の提供体制の構築を支援する。また、本区の実情を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における通所型サービス B（住民主体による支援）、地域介護予防活動支援事業（通いの場）の開拓を想定しており、28 年度から 4 圏域に 1 人ずつ配置する。

#### 【課題】

ア) 地域福祉 CD と生活支援 CD の連携 ※別紙参照

いずれのコーディネーターも地域における多様な主体と連携するため、既存の地域福祉 CD（4 人）と新たに配置する生活支援 CD（4 人）の機能を合わせ、各圏域に 2 人ずつ（合計 8 人）配置し、連動した活動により力を発揮できるようにしていく。

イ) 生活支援 CD の活動支援（協議体の設置）

生活支援 CD は、介護保険法上による地域支援事業のうち、包括的支援事業における「生活支援体制整備事業」に基づき配置するものである。また、国のガイドラインでは、生活支援 CD のほか、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的とした「協議体」を区市町村が設置することも同事業に位置づけている。

本区では、生活支援 CD の活動を組織的にバックアップできるよう、協議体の設置を検討していく。

## (3) あんしん相談センターと社協の連携強化

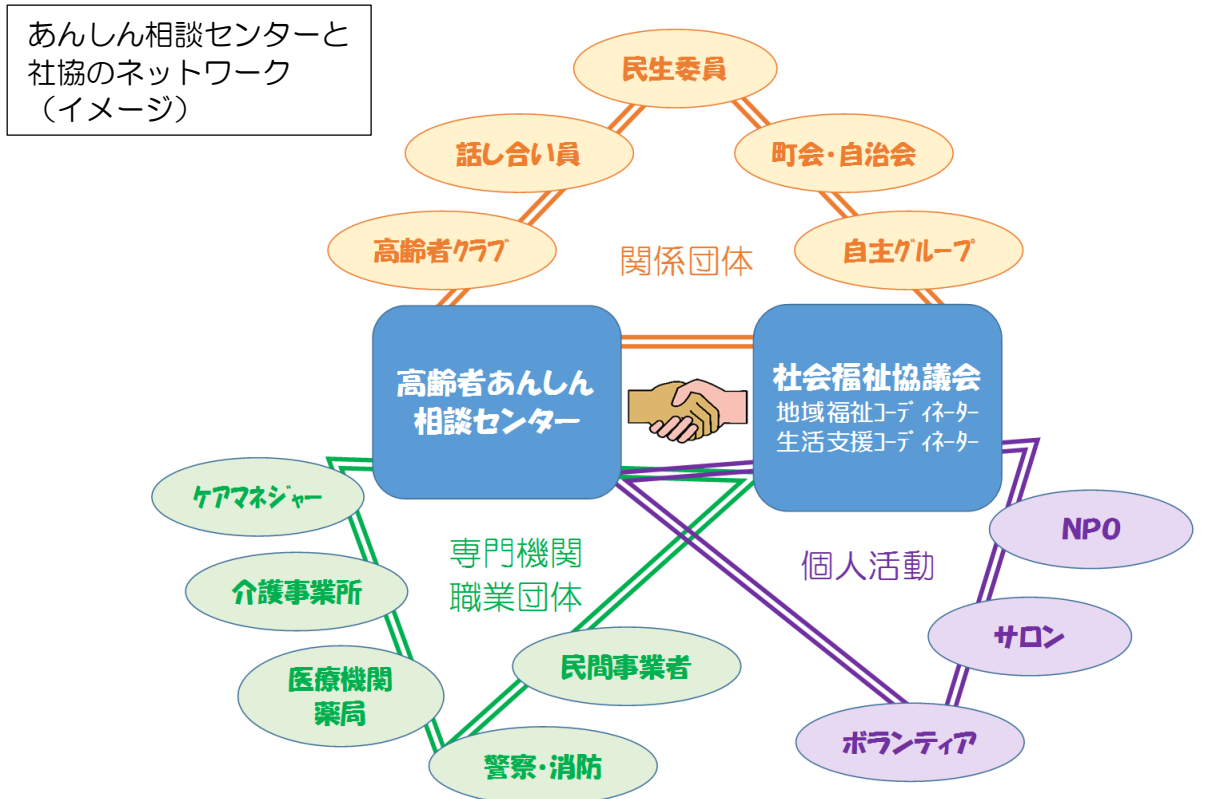
#### 【現状】

あんしん相談センターは地域の高齢者相談窓口として、社協は地域福祉活動の拠点として、それぞれが地域に根ざした活動を展開してきている。社協では、先行実施する地域福祉 CD が前述した安心ネット連絡会や地域ケア会議に出席したり、個別支援についてカンファレンスに参加したり、あんしん相談センターとの連携強化に努めている。

また、あんしん相談センターでは、28 年度からの生活支援 CD の配置に合わせ、今後の連携強化を見据えて地域連携加算（0.5 人分）を予算化したところである。

#### 【課題】

あんしん相談センターでは、主に公的サービスを中心としながら多職種連携を図り、その他の地域資源を組み合わせながら個別支援を行っている。一方、地域福祉 CD は公的制度に馴染みにくい生活課題に対し地域資源を見出し繋いでいく個人支援を行っている。今後、それぞれの役割を果たしつつ、互いの強みを活かしながら連携していくことが肝要である。また、それぞれがもつネットワークの背景を理解しながら、関係団体等に縦割り感を与えないよう、配慮していく。



※現状のこの形を、1頁のイメージ図の形に近づけていく

#### (4) 地域福祉活動の支援

##### 【現状】

上図にも示すように、地域には様々な主体が連携を図りながら活動している。しかしながら、区や社協、地域からの相談や依頼が集中しやすい主体（地域資源）があり、地域の支え合いにおいて過度な負担と思える状態も生じている。

##### 【課題】

依頼が集中しやすい主体（地域資源）の活動が疲弊しないよう、活動趣旨を理解して依頼内容の優先順位を決めたり、新たに依頼できる主体（地域資源）を模索したりすることも必要である。特に高齢者福祉分野では、民生委員への依頼が集中しやすいことから、区事業の再点検を進めていく。

また、地域福祉 CD と生活支援 CD の活動を通じて、上図のネットワーク外で活動する団体や自主グループとの連携を模索するとともに、新たな担い手の発掘に努めていく。特に高齢者自身も支えられる側に留まることなく、担い手として活躍する機会の提供も区と社協が連携しながら検討していく。

## 2 区からの年代別アプローチ

介護保険の認定率から高齢期のライフステージをイメージし、それぞれの年代に向けて区からアプローチを実施する。

### (1) 元気世代（概ね 60～70 歳の方）

#### 【イメージ】

- ・自ら選択し、活動できる現役世代
- ・就労、趣味活動、社会貢献など活動範囲が広く多岐にわたる



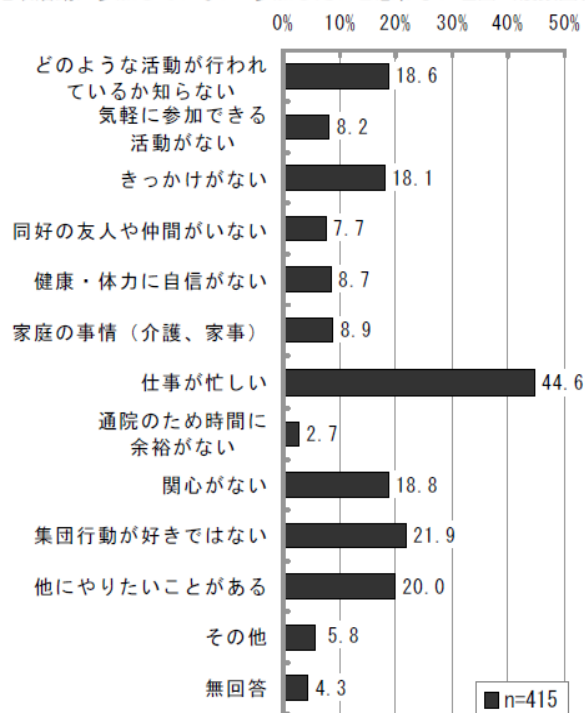
【現状】

区では、高齢期に入る助走期間を考慮し、50歳以上の区民を対象にミドル・シニア講座を開催してきたが、50～60歳代の申し込みは減少傾向にある。このため、開催日、開催時間等を工夫してみたが改善が図られなかった。

本区の調査では、50～64歳の方が地域活動に参加していない・参加したいと思わない理由の1位が「仕事が忙しい」であり、また、仕事を続ける意欲も高い結果を得ている。

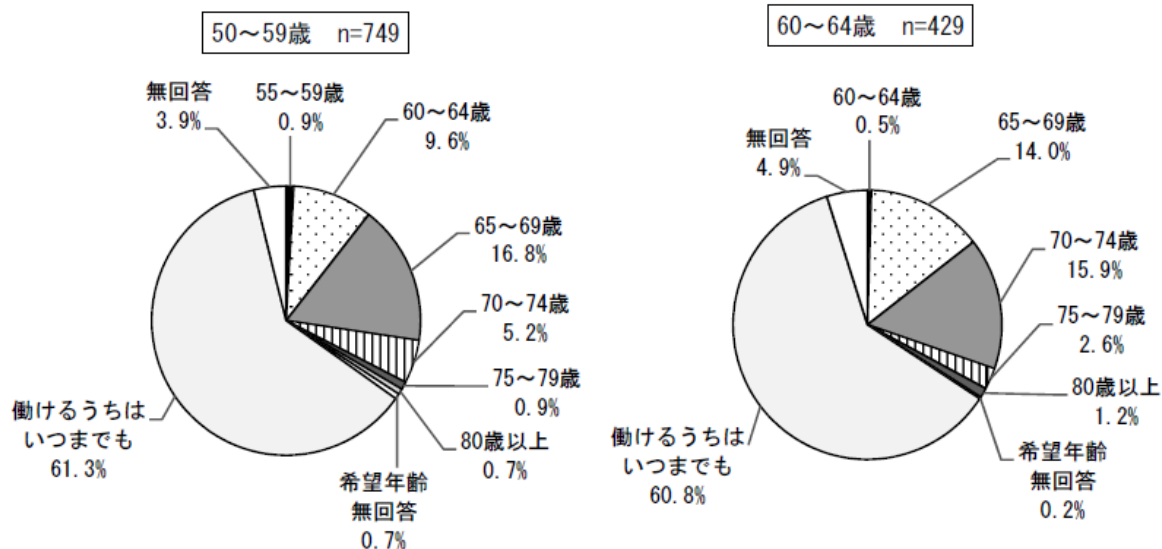
日本老年学会では、「現在の高齢者は10～20年前に比べて5～10歳は若返っていると想定される」などとする声明を公表しており、概ね60～70歳の方は、高齢者というより現役世代と捉えることが相応しい年代と考えられる。

地域活動に参加していない・参加したいと思わない理由（複数回答）



平成 25 年度高齢者等実態調査報告書 図表 4.81

何歳まで仕事をしたいか/年齢2区分別



平成 25 年度高齢者等実態調査報告書 図表 4.61

【今後のアプローチ】

区では、充実した地域生活を送るため、ボランティア・仕事・学び・趣味・介護予防・地域活動を紹介する「セカンドステージ・サポート・ナビ」を作成し、毎年度発行している。28年度からは、この冊子を、60歳、65歳、70歳の節目となる年齢の区民全員に送付することで、地域に高齢者がデビューする契機づくりとしていく。

## (2) 地域デビュー世代（前期高齢者：65～74歳）

### 【イメージ】

- ・一線を退く世代
- ・地域で過ごす時間が増える

### 【現状】

一般的に高齢者とは65歳以上の方を指しており、介護保険制度の第一号被保険者に該当するため、介護保険証が届く年齢となる。

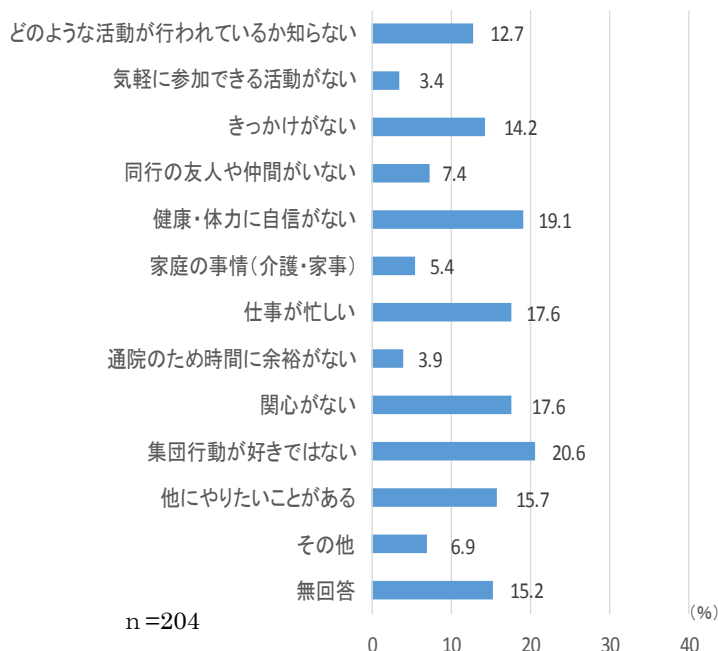
区の調査では、前述の50～64歳の方が地域活動に参加していない・参加したいと思わない理由と比較してみると、「仕事が忙しい」が44.6%から17.6%に減少する一方、「健康・体力に自信がない」と回答する人が8.7%から19.1%と増加していることが特徴的である。

### 【今後のアプローチ】

65歳、70歳の方には、前述した冊子をダイレクトに送付するとともに、地域活動へのきっかけ作りとして、区がミドル・シニア社会参加推進事業（ミドル・シニア講座、高齢者施設ボランティア講座、絵本の読み聞かせ講座）を引き続き実施する。受講者にはフォローアップ講座を開催し、地域活動に踏み出せずにいる方の背中を押していく。

また、これらを通じて個人の活動が具体化するよう、既存の団体（シルバー人材センター、高齢者クラブなど）と連携し、身近な地域活動のきっかけを紹介していく。このほか、ボランティア・市民活動センター（特に28年度より開設する中間支援施設フミコム）との連携も検討していく。

地域活動に参加していない・参加したいと思わない理由（複数回答）



平成25年度高齢者等実態調査報告書 図表3.97より抜粋

## (3) 生活習慣病予防を踏まえた介護予防（概ね70～84歳の方）

### 【イメージ】

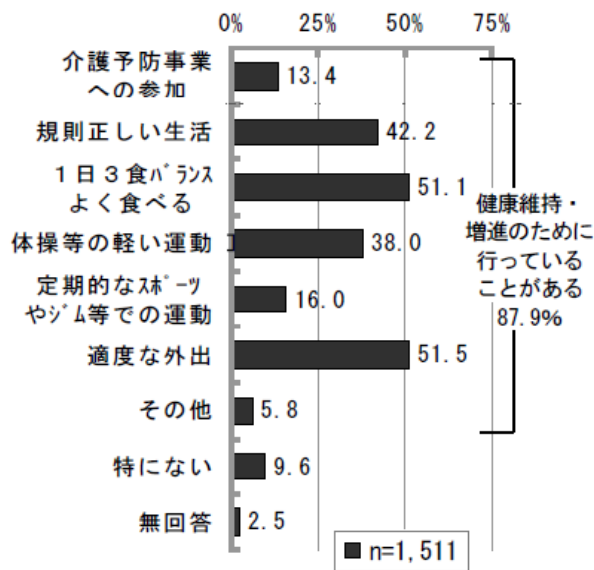
- ・体力低下が気になる年代
- ・元気と介護の分岐世代

### 【現状】

介護予防については公的サービスが増え、普及啓発や参加勧奨を積極的に進めているが、事業の重複が否めず、第1回報告において以下のとおり事業別の整理を行った。

分類	目的	内容
総合事業における一般介護予防事業【介護保険】	介護予防	介護予防事業の普及・啓発
		専門家が作成した活動内容を通じた生活機能の維持・改善
一般施策による元気事業・介護予防事業【区：高齢福祉課】	生きがいづくり	単発・短期の事業により、活動のきっかけを提供(お試し)
	社会参画	社会貢献として活躍するきっかけを提供(お試し)
その他【区：アカデミー推進部】【指定管理者、大学等】	生涯学習	アカデミー事業や大学の公開講座等、他分野の情報提供
	運動・体づくり	アカデミー事業やスポーツ関連事業者等、他分野の情報提供

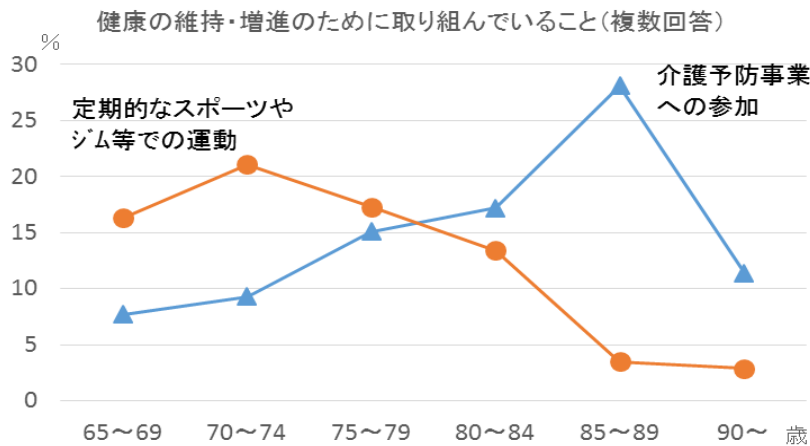
健康の維持・増進のために取り組んでいること（複数回答）



平成 25 年度高齢者等実態調査報告書 図表 3.35

区の調査では、介護保険制度において介護認定を受けていない 65 歳以上の方は、日常的に意識した行動をとっていることが分かる。ただし、介護予防事業に参加する割合は、他に比べて低くなっている。

このうち、「介護予防事業への参加」と「定期的なスポーツやジム等での運動」に着目して年齢別に比較してみると、前期高齢者では「定期的なスポーツやジム等での運動」の割合が高く、後期高齢者となると 80 歳代のうちには「介護予防事業への参加」が次第に増えていくことが分かる。



平成 25 年度高齢者等実態調査報告書 図表 3.37 より作成

【今後のアプローチ】

28 年 10 月から総合事業を開始することに伴い、区の一般施策による介護予防事業については、重複を避けるためのスクラップアンドビルドを行い、事業の一部を再編成した。今後は、第 1 回報告で行った整理に基づき、それぞれの事業を進めていく。

また、介護予防事業への参加は 85 歳から大幅に増えるものの、90 歳になると大きく減少してしまう（上記折れ線グラフ参照）。「定期的なスポーツやジム等での運動」のピークが 70～74 歳であること、75 歳以上の後期高齢者の介護保険認定率が上昇していくことを勘案すると、75 歳からの介護予防事業への参加勧奨を積極的に進めていかなければならない。このため、75～84 歳の方に対し、介護保険未利用者への「基本チェックリスト」の郵送を継続していく。

(4) アウトリーチ（早期発見・早期対応）と見守り・安否確認（後期高齢者；75 歳～）

【イメージ】

- ・後期高齢者となり、リスクが高くなる
- ・重篤化させないアプローチが必要



## 【現状】

### ① アウトリーチ（早期発見・早期対応）

公的サービスの多くが申請主義であるため、高齢者本人を必要なサービスへとつなぐ働きかけが必要である。前述した地域での緩やかな見守りを通じて異変に気付くこともあるが、残念ながらネットワークの網の目から落ちてしまう高齢者を発見するためには、節目において区からアウトリーチを行っていかなければならない。

あんしん相談センターでは、介護保険未利用者が75歳に到達したとき、また、75歳以上の介護保険未利用者が転入してきたときは、実態把握調査として戸別訪問を実施している。また、ハイリスクに該当する65歳以上の一人暮らし、80歳以上のみ高齢者世帯については緊急連絡カードの作成を勧奨しており、民生委員による戸別訪問調査を実施している。

### ② 見守り・安否確認

第1回報告で確認したとおり、直接的・間接的な見守りは多数存在している。

	直接的			間接的 ※戸別訪問、継続的なつきあいによる気付き
	人的	機器利用	ほか	
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員</li> <li>・話し合い員</li> <li>・ハートフルネットワーク</li> <li>・認知症サポーター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報システム</li> <li>・ただいま支援SOSメール</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急連絡カード</li> <li>・認知症対策 (靴ステッカー・服用アイロンソール・GPS)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの訪問収集</li> </ul>
社協	<ul style="list-style-type: none"> <li>・みまもり訪問事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急通報サービス</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービス</li> <li>・ふれあいいいききサロン</li> </ul>
団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友愛訪問</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者クラブ活動</li> <li>・自主サークル活動</li> <li>・町会活動</li> </ul>
民間 間	介護事業者			<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護等の居宅サービス(介護保険)</li> <li>・配食サービス</li> </ul>
	上記以外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間:緊急通報サービス</li> <li>・警備会社</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新聞配達、牛乳配達、銀行</li> </ul>

## 【今後のアプローチ】

### ① アウトリーチ（早期発見・早期対応）

高齢者人口約42千人（28年1月時点）のうち、約半数は後期高齢者である。後期高齢者になると介護保険等のサービスを利用する割合が増えるものの、サービス未利用者すべてに対し、個別にアウトリーチを行うには限界がある。また、元気高齢者にはアウトリーチを煩わしく感じる方もいる。このため、区の事業を重ね合わせることで、高リスクの方から確認できるよう、効果的なアウトリーチの方法について検討していく。

また、緊急連絡カードについては、高齢者人口の増加により同様の方法で調査することが難しくなっているため、適宜見直しを行う。

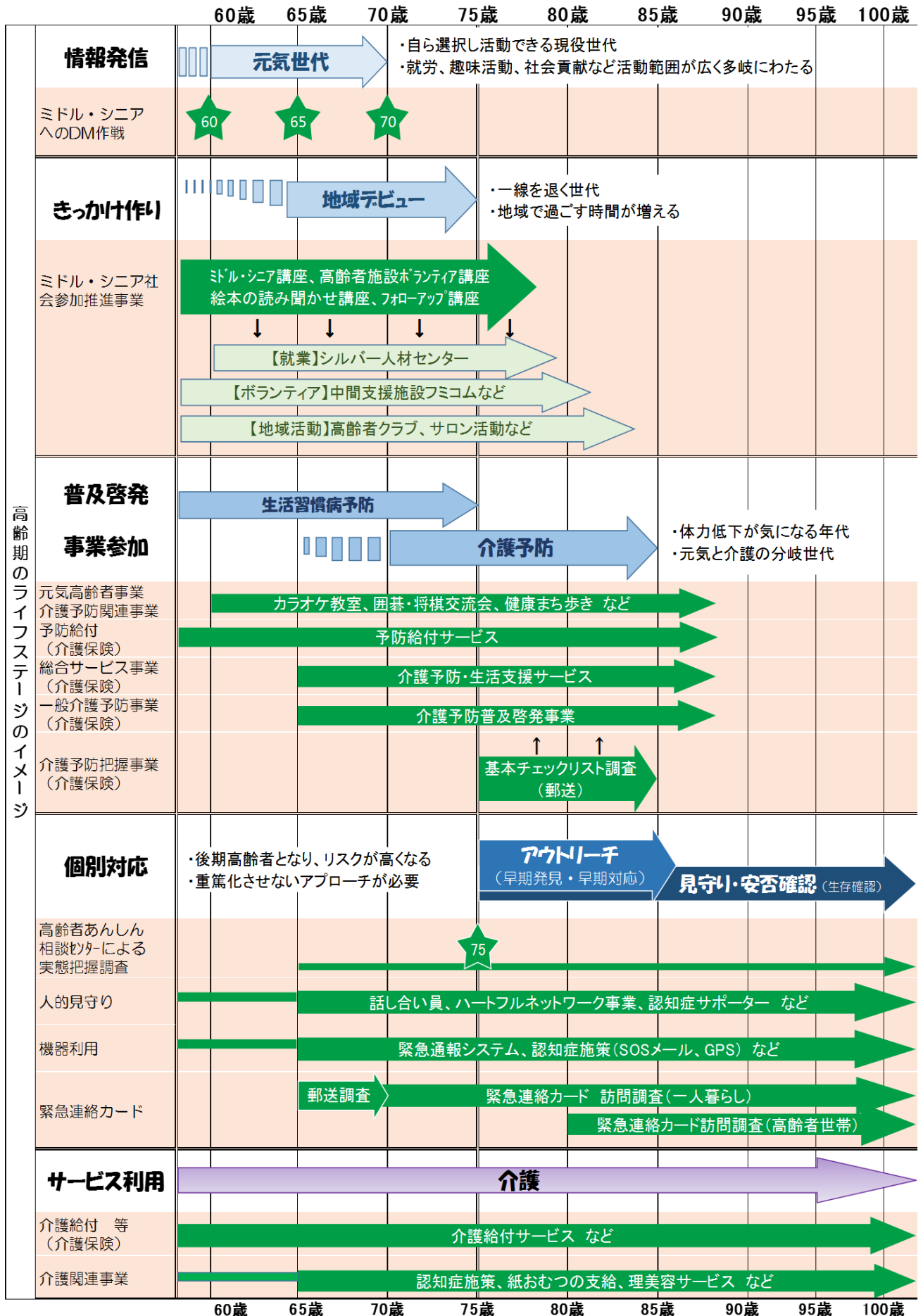
### ② 見守り・安否確認

既存の見守り事業の中には、対象や方法が似通っている事業があるため、重複箇所については関係間による調整を行っていく。

## （5）介護

介護保険制度を中心とし、認知症施策、医療・介護の連携などの重点的課題に取り組んでいく。

今後のアプローチ（イメージ）

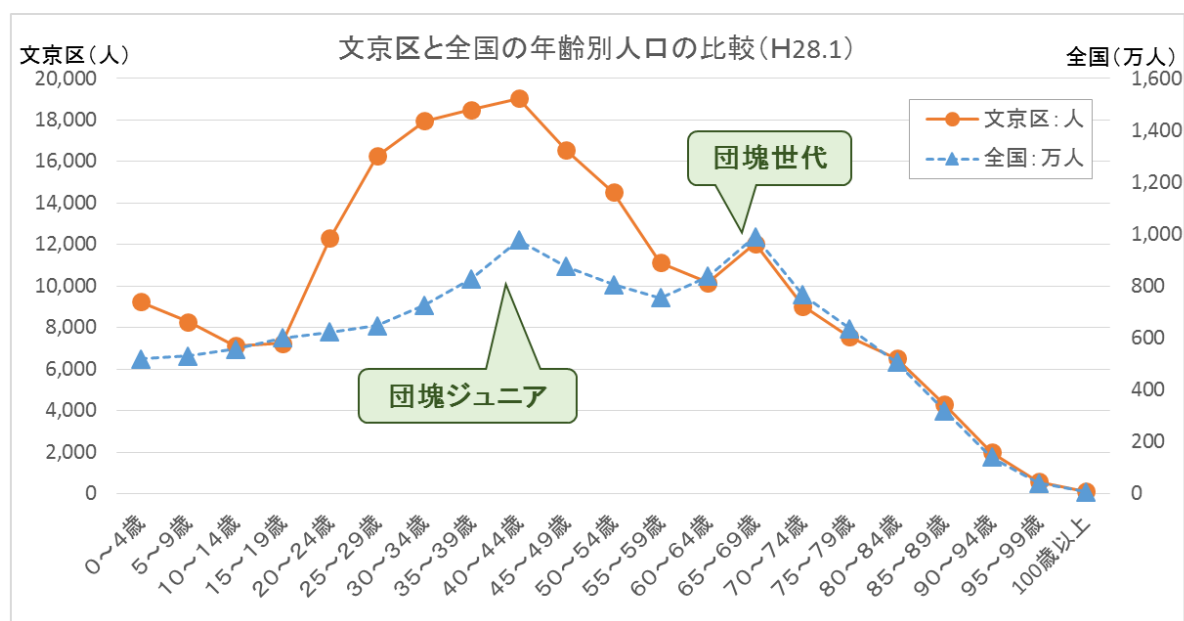


#### IV 文京区の人口構成の特徴を踏まえた事業の改善・見直しに向けて

超高齢社会を目前にし、高齢期のライフステージをイメージしながら、各種事業を展開していくためには、予算と人材を適切に配分した事業の改善・見直しが不可欠である。

高齢・介護計画は、2025年に団塊世代が後期高齢者になること（以下「2025年問題」という。）を見据えて策定しており、これは全国共通の課題である。第1回報告も、このテーマをもとに関係者同士の共通見解を図るためにまとめている。

ただし、2025年問題が全国共通の課題ではあるものの、子育て世代の転入が続く本区では、次のグラフのとおり全国の人口構成とは異なる特徴をもっている。



文京区：文京区人口統計資料（H28.1）より作成  
 全国：総務省統計局平成28年1月報（H28.1概算値）より作成

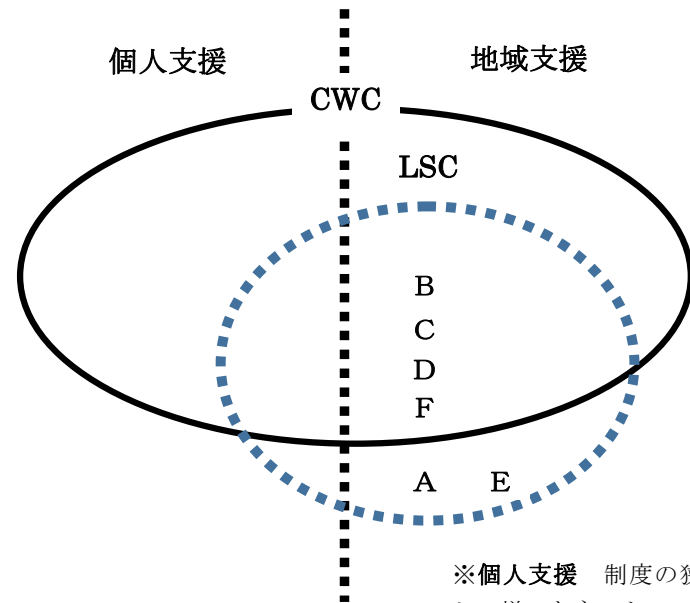
全国では、団塊世代が突出して多いが、本区の場合には子育て世代で転入した年齢層が歳を重ね50歳代に移行してきていると考えられる。このため、本区の2025年問題は、団塊世代が後期高齢者になるとともに、子育て転入者の一部が前期高齢者になることが重なり、65歳以上の高齢者人口の増加に拍車をかけることが想像できる。

しかしながら、前述のとおり前期高齢者は心身ともに若返っているため、単なる見守り対象でも、サービスの受け手でもない。前期高齢者がサービスの担い手となるよう働きかけるとともに、文京区の人口構成の特徴を踏まえながら、予算と人材を適切に配分した事業の改善・見直しを検討していく。

# 文京区における生活支援コーディネーターの活動について（案）

事業概要：先行する社会福祉協議会の「地域福祉コーディネーター」と連携した地域活動の支援ができるよう、総合事業において新たな担い手の発掘等を担う「生活支援コーディネーター」を社協に配置する。

## 1 生活支援コーディネーター(LSC)と地域福祉コーディネーター(CWC)の役割の違い



- 生活支援コーディネーターの役割**
- A 地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起
  - B 地縁団体等の多様な主体へ協力依頼などの働きかけ
  - C 関係者のネットワーク化
  - D 目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一
  - E 生活支援の担い手の養成やサービスの開発
  - F 地域ニーズとサービスのマッチング

※個人支援 制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった事例に対し、様々なネットワークを活かして個人への支援を行う役割  
 ※地域支援 地域の中で住民が行う仕組みづくりなどを支援する役割

## 2 総合事業における生活支援コーディネーターの取組

### 基本的な考え方

- ・総合事業と区の一般施策を整理し、サービス提供の混在を解消していく
- ・国のガイドラインに従い、安易に従来の一般施策を総合事業に振替しない

参考 (三菱UFJリサーチコンサルティング 厚労省HPより)

- ・サービスを一式そろえることが総合事業のゴールと考えることは危険！
- ・「総合事業はサービスづくりではありません。地域づくりです。」

## 3 新しい総合事業と現在の主な資源の整理

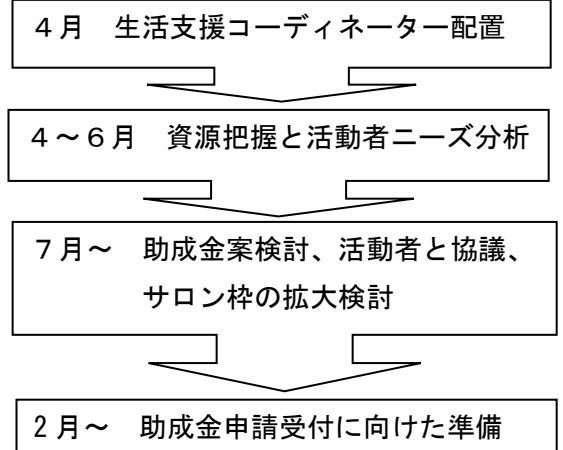
	通所型サービス B (委託)	通所型サービス B (補助)	地域介護予防活動支援事業	ふれあいいきいきサロン (略称：サロン)	高齢者クラブ
目的	住民同士の支え合いによる介護予防		・介護予防 ・通いの場	・閉じこもり防止 ・交流 ・介護予防	高齢期の生活を健康で豊かなものにするために、地域の高齢者が自主的にクラブを結成し、活動を通じて高齢者福祉の増進を図る
利用対象	次のいずれにも該当すること ○要支援者、または65歳以上の基本チェックリスト該当者 ○高齢者あんしん相談センターが作成する予防プランがあること		○65歳以上	○どなたでも ○高齢者 ○子育て中の親子・祖父母・孫等	○おおむね60歳以上
内容	高齢者あんしん相談センターが作成する予防プランに基づき、仲間同士で運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、認知症予防につながるサービスを提供する。また、定期的にリハビリテーション専門職のアドバイスを受けながら実施する。 ※プログラム事業修了者が移行することを想定した内容が望ましい		・リハビリテーション専門職等のアドバイスを受けて行う住民主体の介護予防活動 ・65歳以上の参加希望者が誰でも自由に参加できる場	・会食・茶話会・体操等の活動を通じた交流	・社会奉仕、教養の向上、健康の増進、レクリエーション、地域活動等 (例)ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動・世代間交流事業・書道・カラオケ・手芸・輪投げ・体操・ウォーキング・新年会・誕生会等
回数	週2回以上(目安)		週1回以上(目安)	月1～8回程度 (助成金の範囲は月2回まで)	月1回以上
場所	私設会場、地域施設		私設会場、地域施設	どこでも	どこでも
登録/補助要件 支援要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を有すること</li> <li>・介護予防の目的を明確にできること</li> <li>・私設もしくは地域施設の会場を確保できること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防の目的を明確にできること</li> <li>・組織として定款・規約があること</li> <li>・団体として口座を開設していること</li> <li>・利用者、活動者の名簿を管理すること</li> <li>・出納管理をすること</li> <li>・活動計画を備えること</li> <li>・私設もしくは地域施設の会場を確保できること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンの趣旨(引きこもりを防ぎ、見守り、支えあいの活動の実施)に賛同し、助け合い活動を行う</li> <li>・地域住民が自主的に運営する</li> <li>・参加者は区内在住の高齢者、障害者(児)、子育て中の親子、青少年等様々な福祉課題を抱えた方とする</li> <li>・スタッフ及びボランティア、参加者が共に企画・運営する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員30名以上</li> <li>・自主的に組織されている</li> <li>・会則を設ける</li> <li>・社会奉仕活動・友愛活動・加入促進活動等を実施する</li> <li>・活動計画表や会員名簿及び現金出納簿等を備える</li> </ul>

## 4 想定できる活動類型と展開パターン

場所：私設会場ー自宅、寺、教会、空き店舗、自治会集会室、企業空きスペースなど  
 地域施設ー施設の空きスペース、町会会館など 公共施設ー地活、交流館など

期待度	活動類型	活動回数	地域介護予防活動支援事業 条件:週1回 私設か地域施設	通所型サービス B 条件:週2回以上 私設か地域施設	
↑	私設型コミュニティカフェ	週4回以上	→	○	
	私設会場/地域施設 空き時間利用型 例:民間学童保育	→	→	○	
	私設会場/地域施設 サロン	週1回以上	→	○	
	私設会場/地域施設 サロン	月1～2回	→	○	
	私設会場/地域施設 コミュニティカフェ	月1回、不定期	→	○	
	公共施設 サロン 例:介護予防体操、ダンスなど	週1回	→	○	△
↓	公共施設 サロン	月1～2回	→	○	△

## 5 今後のスケジュール





# 高齢者福祉事業の改善・見直しに向けた現状と課題について(概要版)

先般、「地域包括ケアシステムの実現に向けた高齢者福祉施策の今後の展開について」として各方面に報告を行い、区が取り組むべき方向性を示唆し、意見聴取を行った。本件につき、今後の具体的取組を検討するため、現状と課題を整理する。

## 1 地域ぐるみの支え合いによる緩やかな見守り

地域福祉活動を支援する体制としては、区と社協が車の両輪のように緊密に連携して取り組むことを目指している。

＜高齢者福祉分野＞

- 区(中核となる機関) 「高齢者あんしん相談センター」
- 社協(窓口) 「地域福祉コーディネーター※1」「生活支援コーディネーター※2」

今後、地域ぐるみの支え合いによる緩やかな見守りを進めるため、右表の課題に取り組んでいく。

あんしん相談センターと社協の役割	課題
(1) あんしん相談センターにおける地域連携	①ハートフルネットワーク事業 ・地域連携における個人情報のルール作り ・ネットワークの拡大、形骸化の防止のための周知 ②地域ケア会議 ・区の役割として地域ケア会議の目的や統一ルールをセンターと共有しながら構築
(2) 社協における地域連携	①地域福祉CD・生活支援CDの配置 ・各圏域にCDの機能を合わせ2人ずつ(合計8人)配置し、連動した活動により力を発揮していく ②生活支援CDの活動支援 ・生活支援CDの活動を組織的にバックアップできるよう、協議体の設置を検討していく(設置主体=区)
(3) あんしん相談センターと社協の連携強化	・互いのネットワークの背景を理解しながら、主体(地域資源)に縦割り感を与えないよう配慮していく
(4) 地域福祉活動の支援	・依頼が集中しやすい主体(地域資源)の活動が疲弊しないよう配慮(特に民生委員への区からの依頼内容については再点検を進める) ・新たな担い手の発掘 ・高齢者が担い手となる機会の提供

※1地域福祉コーディネーター/小地域福祉活動として全国の社協で取り組んでいる事業。24年度から配置を始め、現在4圏域すべてに配置済み。公的制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった事例に対し、様々なネットワークを活かして個人支援を行うとともに、地域の中で住民が行う仕組みづくりなどを支援する役割がある。ただし、対象者は高齢者に限らない。

※2生活支援コーディネーター/介護保険法における生活支援体制整備事業に基づき配置。28年度から4圏域すべてに配置する。高齢者の在宅生活を支えるため、多様な事業主体(民間企業、NPO、社会福祉法人、地域団体、ボランティア等)による重層的な生活支援サービス等の提供体制の構築を支援する。

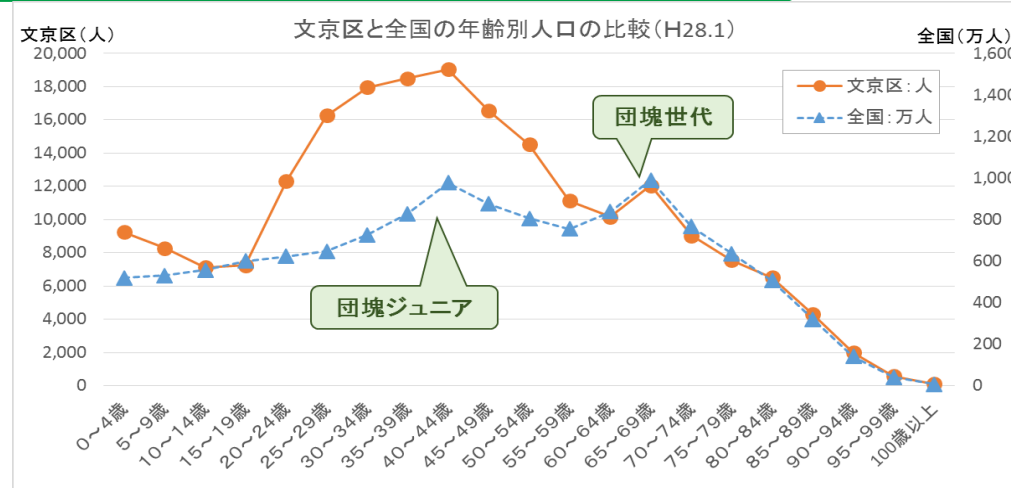
## 2 区からの年代別アプローチ

介護保険の認定率から高齢期のライフステージをイメージし、それぞれの年代に向けて区からアプローチを実施する。

## 3 文京区の人口構成の特徴を踏まえた事業の改善・見直しに向けて

団塊世代が後期高齢者になる2025年問題は、全国共通の課題であるが、子育て世代の転入が続く本区では、右のグラフのとおり、全国と異なる特徴をもっている。

- ▲全国=団塊世代が突出して多い
- 文京区=子育て世代>団塊世代



本区の2025年問題としては、団塊世代が後期高齢者になるとともに、子育て世代で転入して50歳代になった方が前期高齢者になることが重なり、65歳以上の高齢者人口の増加に拍車をかけることが想像できる。

- 前期高齢者がサービスの担い手となるよう、働きかける
- 本区の人口構成の特徴を踏まえ、予算と人材を適切に配分した事業の改善・見直しを検討していく

